

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会  
関係府省庁連絡会議の開催について

参考資料1

平成25年10月11日  
内閣官房長官決裁  
平成26年1月31日  
一部改正  
平成26年10月3日  
一部改正

- 1 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
議長代行	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長
副議長	内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、 文部科学事務次官
構成員	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理） 内閣広報官 内閣情報官 内閣法制次長 復興庁事務次官 内閣府事務次官 総務事務次官 法務事務次官 外務事務次官 財務事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官 防衛事務次官 警察庁長官 金融庁長官 消費者庁長官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。